

群馬県ふるさと伝統工芸品ロゴマーク使用要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、群馬県ふるさと伝統工芸品指定要綱（平成12年4月1施行、以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、群馬県ふるさと伝統工芸品（以下、「県伝統工芸品」という。）のロゴマークの使用については、本要領の定めるところによるものとする。

(目 的)

第2条 ロゴマークの使用を通じて、県伝統工芸品の効果的な普及啓発等を図ることにより、県伝統工芸品の声価を高め、併せて、伝統工芸品産業の振興に資することを目的とする。

(デザイン)

第3条 ロゴマークのデザインは、右図のとおりとする



(使用者)

第4条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県伝統工芸品の指定を受けた工芸品を製造する者又はその者を構成員とする団体
- (2) 国
- (3) 県内の地方公共団体
- (4) 報道機関（報道目的で使用する場合に限る）
- (5) その他知事が適当と認めた者

(使用の申請及び承認)

第5条 前条第5号に規定する者がロゴマークを使用しようとする場合は、あらかじめ使用申請書（別記様式1）を知事に提出し、その承認を受けなくてはならない。

- 2 知事は、前号の使用申請書を受理したときは、これを審査し、使用承認書（別記様式2）を申請者に交付するものとする。
- 3 前号の承認をする場合において、知事は使用条件を付することができる。

(使用不承認の基準)

第6条 次に掲げる各号に該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために利用する場合
- (3) ロゴマークを使用する者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極

- 的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、第2条に規定するロゴマークの目的に反すると認められる場合

(承認の取消等)

第7条 知事は、次に掲げる各号に該当する場合は、ロゴマークの使用承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 本要領に従わない場合
- (2) 使用申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(商標権等)

第9条 使用者は、ロゴマーク及びロゴマークを含む媒体について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(使用者の責務)

第10条 ロゴマークの使用に起因して、消費者等から苦情等を受けた場合、使用者は責任をもってこれを処理しなければならない。

(報告)

第11条 知事は、ロゴマークを使用した者に対して、必要に応じその作成及び使用状況等について報告を求めることができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

群馬県地域企業支援課長 あて

所在地
 企業名
 代表者

群馬県ふるさと伝統工芸品ロゴマーク使用申請書

群馬県ふるさと伝統工芸品ロゴマーク使用要領第5条により、下記のとおり申請します。

記

<p>使用目的</p>	<p>【記載例】 使用目的：・工芸品の販売用広報のため ・工芸品の普及啓発のため など</p>
<p>使用方法</p>	<p>【記載例】 ・工芸品の説明資材（広報用ポップ等）への掲載 ・パネル、ポスター、チラシ、のぼり等への掲載 ・教科書、雑誌、機関誌、ホームページ等への掲載 など</p>
<p>使用開始日</p>	<p>【記載例】 年 月 日</p>
<p>連絡先</p>	<p>担当者氏名： 電話番号： メールアドレス：</p>
<p>添付書類</p>	<p>・企画書 ・使用デザイン案（見本、写真、印刷原稿等）</p>

地企第 号
年 月 日

申 請 者 様

群馬県産業経済部地域企業支援課長

群馬県ふるさと伝統工芸品ロゴマーク使用承認書

年 月 日付けの群馬県ふるさと伝統工芸品ロゴマーク使用申請について、群馬県ふるさと伝統工芸品ロゴマーク使用要領第5条の規定により承認します。

なお、使用にあたり下記の記載事項を遵守してください。

記

1. 画像データの受け取りについて

電子メールで画像データを送付しますので、データ内容について確認してください。

2. 名称について

制度の名称を使用する場合は、省略や変更を行わないでください

制度の名称 「群馬県ふるさと伝統工芸品」

3. その他留意事項

- ロゴの大きさ等の調整は、申請者が適宜、縮小や拡大を行ってください。その際、ロゴの縦横比率が崩れないよう注意してください。
- ロゴのデザインや色調は、変更しないでください。
- ロゴは、本目的以外には使用・転用しないでください。